平成 25 年６月 17 日

各　　位

会　社　名　　株式会社 東京一番フーズ
代表者名　　代表取締役社長　　坂本　大地
（コード番号：3067　東証マザーズ）
問合せ先　　取締役副社長　　井野　一三美
（TEL：03-5363-2132）

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年６月 17 日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．　株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を 100 株とするため、株式を分割するとともに単元株制度の採用を行います。なお、本株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

２．　株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年９月 30 日（月曜日）最終の株主名簿に記録された株主の有する株式数を、１株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成 25 年９月 30 日（月曜日）最終の発行済株式総数に 99 を乗じた株式数といたします。

※本取締役会決議の日から株式分割の基準日までの間に、新株予約権の行使により発行済株式総数が増加する可能性があり、株式分割の基準日最終の発行済株式総数を確定できないため、株式分割により増加する株式数を明示しておりません。

平成 25 年６月 17 日現在の発行済株式総数で試算すると以下のとおりとなります。

①　分割前の発行済株式総数	：	86,375 株
②　今回の分割により増加する株式数	：	8,551,125 株
③　分割後の発行済株式総数	：	8,637,500 株
④　分割後の発行可能株式総数	：	20,000,000 株

(3) 分割の日程

基準日広告日	平成 25 年９月 13 日（金曜日）
基準日	平成 25 年９月 30 日（月曜日）
効力発生日	平成 25 年 10 月１日（火曜日）

(4) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

(5) 新株予約権行使価額の調整

株式の分割に伴い、当社発行の新株予約権の１株当たりの行使価額を平成 25 年 10 月１日以降、以下のとおり調整いたします。

	調整前行使価格	調整後行使価格
平成 17 年 10 月３日臨時株主総会決議に基づく新株予約権	4,800	48
平成 18 年３月 13 日臨時株主総会決議に基づく新株予約権	6,000	60
平成 20 年 12 月 24 日定時株主総会特別決議及び平成 21 年 12 月４日取締役会決議に基づく新株予約権	22,700	227

(6) その他この株式分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定いたします。

３． 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記「２．株式分割の概要」の効力発生日である平成 25 年 10 月１日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

平成 25 年 10 月１日（火曜日）

※上記の単元株制度の採用に伴い、平成 25 年９月 26 日（木曜日）をもって東京証券取引所における売買単位も１株から 100 株に変更されます。

４． 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「２．株式分割の概要」及び「３．単元株制度の採用」に伴い、会社法第 184 条第２項及び第 191 条の規定に基づく取締役会決議により平成 25 年 10 月１日付をもって当社定款の一部を変更いたします。

①株式の分割の割合を勘案し当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第５条を変更いたします。

②株式の分割と同時に単元株制度を採用し単元株式数を 100 株とするため、第５条の２を新設いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更後
（発行可能株式総数） 第５条　当会社の発行可能株式総数は、２０万株とする。	（発行可能株式総数） 第５条　当会社の発行可能株式総数は２，０００万株とする。
（新設）	（単元株式数） 第５条の２　当会社の単元株式数は、１００株とする。

５． その他

弊社株主優待制度について、上記「２．株式分割の概要」及び「３．単元株制度の採用」に伴い、従来の１株を 100 株と読み替えて、継続運用してまいります。

以上